

して目出たけれども、末代の根機には叶がたし。爰に幸、未來惡世のために發し給ふ彌陀如來の他力の本願を、一向に頼たてまつて、信心決定して、長(日カ)□不退に佛恩を報盡の爲に、行住座臥を擇ばず稱名念佛申べき物也。是社四講會合の本意たるべきものなり。あなかしこく。

寒暑送所八十三歳 蓮 如

なき跡に我をわすれぬ人もあらば

尙彌陀頼む心發せよ

加賀能美郡

四講衆中へ

明應七年 戊午 紀元二二五八

三月四日。河北郡傳燈寺、在越中の足利義材により紀州興國寺の列に陞せらる。

【傳燈寺文書】 河北郡 一〇九一

當寺 紀州興國寺之列、明應七年三月四日

義材御判、右筆諏訪若狹守長貞、當寺使僧禪栖院元慶書

記、同年三月十四日於越之中州放生津御對面。

于岩當寺奉行宗廉首座爲後證記之。

明應七禩戊午夷則初六日

座元龜年支壽 妙光寺奉行 慈 光 在判

座元化元守功 在判

前住興國

住山大用叟心澤 在判 慈 裔

前住建仁

曇夢叟桂瑞 在判

座元梅屋周藥

閏十月六日。道祐等、珠洲郡高座宮別當高勝寺に、菩提の爲鳥目を寄進す。

【須領神社文書】 珠洲郡 一〇九二

奉寄進菩提物之事

合拾貳貫文者

右爲道祐禪門・妙海禪尼現當二世之悉地成就之、於春秋

二季之彼岸、永代法花讀誦一部宛可有者也。依寄進狀之趣如件。

明應七年潤十月六日

施主

道祐禪門

妙海禪尼

明應八年 己未 紀元二二五九

九月廿九日。加賀守護富樫泰高、法慶道場に、石川郡富樫莊四十萬村の内を寄進す。

【善性寺文書】 石川郡 一〇九三

(富樫泰高)

袖判

本庄四十萬村之内大仙寺分之屋敷并山林之事□本庄□□同村□法慶道場の所寄附也。然上者、可全知行之狀如件。

明應八年九月晦日

(法慶道場は後の石川郡四十萬村善性寺となれるものとす。この文書は、永正元年三月五日の條に眞幸

御寄進狀といふものに當る。又こゝに本庄と稱するは富樫庄の本庄の意にて、即ち四十萬村を指すなるべし。

十二月十二日。枳平良玄、珠洲郡高座宮別當高勝寺に、大澤等の地を寄進す。

【須領神社文書】 珠洲郡 一〇九四

奉寄進田地之事

合貳分 在所大澤并 火爪二ヶ所

右彼田地者、三月拾五日之御時料之爲、米五斗分寄進申處實也。但爲良玄現當二世、末代奉寄進實也。於彼下地、枳平子々孫々ニいたるまで、違亂煩申間敷候。依爲後日支證狀如件。

明應八年己未十二月十二日 直之郷枳平良義子

良 玄 在判

十二月廿一日。畠山統武、鹿島郡永光寺に、後山・白石山兩所を寄進す。